

東北大学法学部規程（平成5年規第113号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(追試験)</p> <p>第18条 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかつた者に対しては、おそくとも試験期間終了後2日以内に願ひ出た場合に限り、教授会の議を経て、<u>学部長が定める期日に追試験を行うことがある。</u></p> <p>2 前項の追試験には、前三条の規定を準用する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、連続講義科目については、追試験を行わない。</p>	<p>(追試験)</p> <p>第18条 <u>その年度の3月に卒業する予定の者で、病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかつたものに対しては、おそくとも試験期間終了後2日以内に願ひ出た場合に限り、教授会の議を経て、学部長の決定により、第1学期の試験については10月末日までに、第2学期の試験については3月末日までに追試験を行うことがある。</u></p> <p>2 <u>その年度の3月に卒業する予定でない者で、病気その他のやむを得ない理由により試験を受けることのできなかつたものが、おそくとも試験期間終了後2日以内に願ひ出たときは、本人の修学上特に必要があると教授会の議を経て、学部長が認める場合に限り、教授会の議を経て、学部長の決定により、前項の追試験を行うことがある。</u></p> <p>3 前二項の追試験には、前三条の規定を準用する。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、連続講義科目については、追試験を行わない。</p>

附 則

この規程は、令和3年1月12日から施行する。